

# バス・ハイヤー



## 二種免許の取得費を助成します

まちでの生活に必要な公共交通を支える人材の育成確保を図り、もってバス及びハイヤーの維持確保及び持続可能な公共交通を実現するため、第二種運転免許の取得に係る費用に対して、町の予算の範囲内で助成金を交付します。

**R5新規事業**


### 助成金の交付対象者 (安平町第二種運転免許取得費助成金)

助成金の交付対象者は、交付申請時において次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- 1 第二種運転免許の受験資格を有する方（受験資格特例教習を受講又は修了する予定の者を含む）
- 2 65歳以下の方
- 3 市町村税の滞納がない方
- 4 町内を運行するバス及びハイヤー事業者の従業員として内定又は決定し、町長及び事業者との三者協定を締結した個人

### 助成金の対象となる経費

助成金の交付の対象となる経費及び額は、次表のとおりとなります。  
国等から同様の目的による補助金等を受ける場合は、これを対象経費から除くものとします。

助成対象経費	交付額
(1) 第二種運転免許の取得までに必要な教習所料金及び運転免許試験場に係る費用（検定等不合格による補習料金及び再検定費用、資格取得に係る旅費は除く）	町民 10分の10以内 町民以外 3分の2以内
(2) 第二種運転免許の取得に係る諸費用（(1)の交付の対象となる場合に限る）  詳しくはこちらから <a href="#">「安平町第二種運転免許取得費助成金実施要綱」</a> → 	通学形式の場合 1日当たり1,000円、 通算20,000円を限度 合宿形式の場合 1日当たり2,000円、 通算20,000円を限度
(3) その他町長が特に必要と認めた費用	実費額を限度

### 助成金手続きの流れ

申請期限：第二種運転免許の取得予定日の属する年度の2月15日まで

- 1 町又は事業者へ相談
- 2 事業者との面接
- 3 採用内定、三者協定締結
- 4 助成金申請・第二種運転免許取得通学
- 5 就業・運転業務開始、助成金実績報告

12か月以内に離職等があった場合には助成金の返還規定がありますので、詳しくは実施要綱をご覧ください。